

**大分市自治基本条例検討委員会
第8回 市民参加・まちづくり部会 議事録**

日 時 平成22年 5月13日(木) 13:33～15:50

場 所 大分市役所議会棟 3階 第5委員会室

出席者

【委員】

秦 政博、日小田 良二、松尾 直美、永岡 昭代、竹本 和彦、葛西 満里子、徳丸 修、
小出 祐二の各委員(計8名)

【事務局】

企画課主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 阿部 美剛
(計4名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹 渡邊 信司)、市民協働推進課主幹 安東 孝浩、
選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、広聴広報課主事 小野 貴史
(副統括者除く:計3名)

【オブザーバー】

法制室室長 伊藤 英樹、同主任 牧 俊孝

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 項目(条文案)の検討について
 - (2) その他(次回開催日程等)

< 第8回 市民参加・まちづくり部会 >

事務局	皆様、こんにちは。 定刻を若干過ぎておりますが、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会 第8回市民参加・まちづくり部会を開催いたします。 それでは、まずは本日お手元にお配りをしております資料の確認をさせていた
-----	--

	<p>だきます。次第が1枚ございますが、まず配布（参考）資料 としまして、A 4 縦の1枚にはなりますが、「他自治体自治基本条例での『住民投票』結果の取扱いに関する規定状況等について」という資料がございます。そして、次に配布（参考）資料 としまして、こちらもA 4 縦の2枚ものにはなりますが、「『市民参加・まちづくり部会』検討項目条文案（たたき台）の修正について」という資料がございます。皆様、以上の資料がお手元にありますか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>本日の配布（参考）資料の説明につきましては、議事に入りましてからその都度、説明をさせていただければと思っております。</p> <p>それでは、今後の進行につきまして、部会長、よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい、皆さん、こんにちは。</p> <p>今日は非常にですね、難題のものが二つ控えておりますので、活発なご意見をお願い申し上げたいと思います。</p> <p>まず、前回からの継続の部分で事務局、「検討項目 : 住民投票」について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは、まずは配布（参考）資料、「他自治体自治基本条例での『住民投票』結果の取扱いに関する規定状況等について」という資料をご覧ください。この資料につきましては、前回の部会においてご議論いただきました「検討項目 : 住民投票」を引き続きご検討いただくための資料でございます。前回の部会におきまして、特にご意見をいただきました第2項の規定における住民投票の結果の取り扱いにつきまして、他都市の条文等を参考の上、またご議論いただくという流れであったかと思っておりますので、他都市の状況をまとめさせていただいております。</p> <p>まず、「1. 規定状況について」ということで、今回、ホームページにて検索、調査いたしました自治体数は79でございます。これは、第4回の部会にてお配りをしました「他自治体自治基本条例における『協働』規定状況について」という資料を作成した際に調査しました自治体をベースに、今回は政令指定都市、中核市、そして市・区について調査いたしております。内訳といたしましては、政令指定都市が4、中核市が2、市・区が73ということでございます。結果でございますが、「住民投票」の結果の取り扱いとしまして、「『尊重しなければならない』（強い義務）という規定」が29ございました。なお、右側の枠外に括弧書きで表記いたしております数字につきましては、きちんと「住民投票条例」を制定しておる自治体数でございます、それが5でございます。次に、現在、本部会でもご検討をいただいております条文案の表現にもなりますが、「『尊重するものとする』（訓示的な義務）という規定」は13ございました。また、その内、「住民投票条例」を制定しておる自治体は5でございます。次に、「『結果の取扱いをあらかじめ明らかにする』という規定」が5ございました。そして、「結果の取扱いについての規定がないもの」ということで、項目としましては「住民投票」ということを謳っておりまして、「住民投票を行うことができ</p>

る」というような内容で規定をしておりますが、ただ、その結果の取り扱いに関する内容が明確に規定されていないということでありまして、そうした自治体が20ございました。なお、その内、「住民投票条例」を制定しておる自治体は1でございます。最後に、「『住民投票』という項目自体の規定がないもの」、不明分も含めておりますが、そうした自治体が12という調査結果でございます。

次に、「2. 上記 . . . の規定における考え方について」ということで、それぞれの規定における考え方を、抜粋ではございますがまとめさせていただいております。

読み上げさせていただきますが、まず、「『尊重しなければならない』(強い義務)という規定」でございますが、「大和市住民投票条例逐条解説書より抜粋」ということで、「この住民投票は、結果に法的拘束力があるものではなく、結果を尊重しなければならないという『諮問型』といわれるものです。現在の地方自治制度は、間接民主制を基本としています。住民投票を実施した場合には、その結果がそのまま市の意思決定となるものではなく、選挙で選ばれた市議会や市長が、それぞれの選択肢の得票数やその差、投票率などを総合的に判断して自らの意思決定をすることになります。」という解説でございます。次に、「善通寺市自治基本条例市民向け解説より抜粋」ということで、「一つは、投票の結果に法的な拘束力を持たせることが難しいということだ。もし、法的に投票結果を守らなければならないということにすると、法律違反になってしまう恐れがあるんだ。二つ目は、法的な拘束力はないけれども、投票結果に従ってものごとが決められるとするよね。そうすると、反対の票を入れた人たちの意見は、完全に無視されてしまうことになってしまう。つまり、『数の多いほうが勝ち』という、単純な結果になってしまうんだ。もちろん、民主主義だから数の多少は重要なことなんだけれども、住民投票の対象となる事柄ってというのは、必ずしも多数決で決めるべき事柄ではないかもしれないんだ。だから善通寺市では、まず、市長は投票結果を尊重します、ということと、投票結果を踏まえて、市民と市・議会が意見交換する場を設けることが必要だと書かれているんだ。」という解説でございます。これは「善通寺市自治基本条例」の規定の中におきまして、住民投票の結果を踏まえて判断した後は意見交換会の場を持つ、という内容も規定されているような状況でございます。

次に、「『尊重するものとする』(訓示的な義務)という規定」でございますが、「稚内市自治基本条例解説より抜粋」ということで、「住民投票の結果については、市長と市議会は、その結果を尊重するにとどめ、必ずしもその結果に縛られることはないものとしております。住民投票の結果が、市長や議会を拘束することを住民投票条例に規定することは、違法とされていることから、ここでは『尊重します』としております。」という解説でございます。次に、「苫小牧市自治基本条例解釈より抜粋」ということで、「現行の地方自治制度上、住民投票の結果は市の議事機関としての議会の権限や市の代表者としての市長の権限を超えるものではありません。しかし、住民投票の実施に至る契機が、市民間、市民と行政、市民と議会などとの意見の対立や市民意思の確認不足にあるとすると、市民自治を基本として市民参加をまちづくりの基本原則とする自治の理念に照らし、議会や市長が市民の総意を尊重すべきことは自治の基本的な姿であるといえます。このような視点に立ち、結果を尊重するという原則的な関係について確認す

	<p>る趣旨からこのように定めています。」という解釈でございます。</p> <p>そして、最後に「『結果の取扱いをあらかじめ明らかにする』という規定」でございますが、「さぬき市自治基本条例解説より抜粋」ということで、「市民投票の結果の取扱いについては、本条例では定めていません。これは、類似の条例を定めている他の地方公共団体では『市民、議会、市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない』と規定しているところもあります。長は自己の公約を優先させて投票結果に反する意思決定をすることもできることから、市長の裁量に委ねることとしているためです。また、市民投票結果に対して拘束力を持たせることは、条例で住民投票による意思決定（決定住民投票）を規定することとなり、地方自治法の代表民主制に反する可能性があります。」という解説でございます。最後に、「北九州市自治基本条例検討委員会最終報告より抜粋」ということで、「各地で実施された住民投票には、投票の結果示された住民の意思をどのように自治体が取扱うのかについて問題が発生している事例もみられます。自治体には法令の規定による限界や財源の制約もあり、住民の意思を、すべてその通りに実現できるとは限りません。しかし、住民投票で示された住民の意思を合理的な理由もないのに自治体が全く尊重しないとすれば、住民投票を実施する意義がなくなってしまいます。このため、市長は、住民投票に先立ち投票結果の取扱いについてあらかじめ見解を述べておき、住民投票における住民の判断の材料に供することにします。」という最終報告でございます。</p> <p>以上、「住民投票」の結果の取扱いに関する資料でございます。</p>
部会長	<p>ただ今、幾つかの事例を説明いただきましたけれども、何かご意見がございますか。</p> <p>特にご意見はございませんか、まあ資料を提供してくれということで事務局が用意したものでございますが、何かありませんか。</p>
事務局	<p>申し訳ありませんが、少し補足をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>資料をご覧いただいておりますので既にお分かりかと思いますが、それぞれの自治体考えと言いますか、やはり、ある程度の色々なお考えは出来るのではないかと考えておりますので、この資料を踏まえていただく中、本部会でのご議論の結果としまして、やはり「尊重しなければならない」ということであれば、そうした規定でも問題が無いのではないかと考えております。</p> <p>したがいまして、申し訳ございませんが、後は皆様のご議論に沿った形で条文案を修正させていただければと思います。</p>
部会長	<p>はい、「尊重するものとする」ということが原案の中では出ておりますけれども、まあそういう意味合いを、今の資料から読み取りながら、斟酌するということが良いですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>それでは、そういうことでこの件は終わります。</p> <p>次に、「検討項目：住民の意思の表明（パブリックコメント）」について、事</p>

<p>事務局</p>	<p>務局、説明をしてください。</p> <p>はい、それでは、次に配布（参考）資料 の1枚目をご覧ください。「検討項目：住民の意思の表明（パブリックコメント）」という項目につきまして、前回ご議論をいただきました内容を踏まえての修正でございます。</p> <p>上から二番目の「第7回部会（H22.4.19）での意見等（抜粋）」から説明をさせていただきますが、その時のご意見といたしまして、「第1項と第3項が重複しているように感じるので、『パブリックコメント』という言葉が明確に表記した方が良いのでは。」「第1項の『市民意見公募』は、ずばり『パブリックコメント』と言った方が良いのでは。」「『パブリックコメント』は、行政が意見を聴くだけにならないように、また、公募の手続きの仕方に注意しておかないと誤った方向に行く可能性があるのでは。」「他都市のパブリックコメントの中身を参照すれば、この条文を規定する上で整理がし易いのでは。」というご意見をいただいたところでございます。</p> <p>次に、「部会としてのご指示」ということで、「他都市のパブリックコメント条例を参照しながら、第1項と第3項の規定について、再度検討すること。」というご指示であったと捉えているところでございます。</p> <p>したがいまして、「条文案（H22.5.13 修正版）」といたしまして、読み上げさせていただきますが、「第 条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、市民から意見を公募する手続（以下『パブリックコメント手続』という。）を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。」「2 市は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。」「3 市は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。」と修正をさせていただいております。</p> <p>「修正版における考え方等」といたしましては、第1項と第2項の修正につきましては、パブリックコメントという規定を明確にするために、「パブリックコメント手続」という表記をいたしております。また、第3項の修正につきましては、重要な政策等の策定に関する「パブリックコメント手続」以外にも、あらゆる機会を通じて市民意見を聴取する必要があると考え、市政に関する市民意見の聴取について、市の努力義務として規定いたしております。なお、括弧書きの部分にはなりますが、事務局といたしましては、このように規定することで第1項・第2項、いわゆるパブリックコメントという部分と、パブリックコメント以外にも広く市民意見を聴取するという第3項が、明確に区別することが出来るのではないかと考えております。以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>前回の部会での皆さん方のご意見に従って、事務局から修正案が示されましたが、上の条文案と今回の修正版を比較していただくと、どこがどう変わっているのかということがお分かりいただけだと思いますが、全体として柔らかくなったなあという印象を受けますけれども、どうぞ、ご意見を出していただけだと思います。</p> <p>まず、第1項はよろしいですか。</p>

各委員	はい。
部会長	第2項はいかがですか、よろしいですね。
各委員	はい。
部会長	第3項も非常に、まあ範囲を広くしたという意味合いでございますが、これもよろしいですね。
各委員	はい。
部会長	はい、ではこの修正案を以って本部会の案といたします。 次に参りますが、「検討項目：情報共有・説明責任」ということで、事務局、説明をお願いします。
事務局	<p>はい、それでは、配布(参考)資料の2枚目をご覧ください。「検討項目：情報共有・説明責任」という項目の修正でございます。</p> <p>先ほど同様に「第7回部会(H22.4.19)での意見等(抜粋)」から説明をさせていただきますが、「全部『努めなければならない』だと少し弱い感じを受けるので、どれかは強い義務で規定した方が良いのでは。」「強い義務で規定することは当たり前だと思うが、行政の実務として、『政策等の立案、実施』の説明対応を考えると、議会への説明の仕方、市民への説明の仕方などを逐一判断していかないといけなくなるので、かなり難しくなるのでは。」「『協働』の観点から、情報の共有というのは絶対不可欠なものなので、第1項は強い義務で規定した方が良いのでは。」「この自治基本条例を大分市の憲法とするためにも、市民の皆さんに説明責任を果たしながら情報を共有化していくということが一番基本ではないか。」「市報やホームページなど、あらゆる手段で沢山の人達に情報が届くような手法を、市の方で考えていただくと良いと思う。」というご意見をいただいたところでございます。</p> <p>したがって、「部会としてのご指示」ということで、「今日の議論の内容を踏まえながら、特に語尾の規定について、再度検討すること。」というご指示であったと捉えているところでございます。</p> <p>それでは、「条文案(H22.5.13 修正版)」といたしまして、後から説明することになるかもしれませんが、基本的には第1項における語尾の表現の部分でしか修正をいたしておりませんので、第1項だけ読み上げさせていただきますが、「第1条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。」と修正をさせていただいております。</p> <p>「修正版における考え方等」といたしましては、前回の部会にて寄せられました「『協働』の観点から、情報の共有というのは絶対不可欠なものなので、第1項は強い義務で規定した方が良い」、また、「自治基本条例を大分市の憲法とするためにも、市民の皆さんに説明責任を果たしながら情報を共有化していくという</p>

	<p>ことが一番基本ではないか」などのご意見を踏まえまして、市民との情報の共有を図ることについて、市の強い義務として規定をさせていただいております。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、以上の説明でございますが、まあ第2項と第3項は修正していないようでした、私どもの意見は第1項に反映されているということで、よろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>では、この修正案を以って本部会の案といたします。 前回からの継続の分については、以上で終わります。 それでは、今日の本題に入って参りますが、「検討項目：協働の推進」について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは前々回の第6回部会にてお配りしました配布（参考）資料の6ページ目、「検討項目：協働の推進」についてでございますが、条文案のたたき台としましては、「市民協働の推進」としまして、読み上げさせていただきますが、「第 条 市民及び市は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、市民協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。」「2市は、市民協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。」といたしております。</p> <p>「考え方等」につきまして、本市では「大分市市民協働基本指針」を作成しておりますことから、項目を「協働の推進」から「市民協働の推進」と表記をさせていただいております。第1項につきましては、まちづくりの取り組みは、関係者が目的と情報を共有して、役割分担を話し合うなどの相互理解と信頼関係の上で行うものと規定をさせていただいております。ただし、「責務を負わせるものではない」という観点、ご意見もございまして、市民及び市の努力義務として規定いたしております。第2項につきましては、一方的な市からの市民協働にならないよう、市民の自主性及び自立性への配慮を市の強い義務として規定いたしております。参考とした条例につきましては、熊本市自治基本条例の第29条、「協働の原則」という項目を参考とさせていただいております。その下に補足としまして、「協働」の定義につきまして、理念部会におきましてご議論をいただいております内容を表記いたしておりますが、先ほどもございましたように「責務を負わせるものではない」というご議論の部分、第11回の全体会でもお話があったかと思いますが、このことにつきましては、理念部会の方から正式なお返事をいただいておりますので、正式なお返事をいただき次第ご報告をさせていただきます、ご議論をいただければと思っております。</p> <p>それでは、「部会での意見等」につきまして抜粋ではございますが、「『協働』というのは、あくまで手段であって目的ではないので、条例に謳うのであればきちんと定義付けされれば問題ない。」「『協働のまちづくり』という概念そのものは、市政の重要な取り組み課題の一つとして、今後も推進していかなければならないと考える。」「『協働』は、結局は行政と一般市民が同じ横の列に並んで手をつないでいくという、簡単な意味合いで良いのでは。」ということで、こちらの</p>

	<p>赤字で表記をさせていただいておりますが、このご意見に対応する部分といたしまして、見難いかもしれませんが、ピンク色のマーカーを付けている部分が、このご意見が反映されている部分ではないかと思っております。次に、『協働』は、言葉だけの問題ではなく、実際の行動において『責務を負わせるものではない』という、この立場をしっかりと踏まえておかないといけないため、定義付けの際には、このことに関する表現をしっかりと押さえる必要がある。」ということで、こちら先ほどと同様に水色のマーカーを付けている部分でご意見が反映されているのではないかと思っております。次に、これは条文案のたたき台を最初にご議論いただきました「検討項目：市政への住民参画」でも表記させていただきましたが、『住民参画』と『協働』について、項目を一つにまとめるという考え方もあるのでは。』、『住民参画』は、市民意見をどう市政に反映させるかということであり、『協働』は、あくまでも住民が主体性を持ってまちづくりを行うなど、そうした行動の指針を表すことになるのでは。」というご意見でございます。</p> <p>また、「全体会での市長発言」ということで第10回の全体会での発言にはなりますが、『協働』というのは、『日本一きれいなまちづくり』に代表されるように、行政だけでできるものでもなく、また、行政が市民に責務を負わせてするものでもない。』、「市民と行政が共に汗を流しながら、誇りあるまちをつかっていくという想いを共有することが『働』であると位置付けている。また、そういう想いは、市民の間にも定着していると理解している。」という発言でございました。</p> <p>最後に、「課題等について」につきましては、項目と言いますか、その名称としまして「協働」という表記と先ほど説明をさせていただきましたが「市民協働」という表記につきまして、ご議論をいただけたらと思っております。次は、以前からご議論をいただいております「市政への市民参画」と「市民協働の推進」の項目を一つにまとめるかどうか、そして後は、語尾の表現について表記をいたしております。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、事務局の案が第1項、第2項と出ました。</p> <p>私どもが今まで色々と意見を論じたその部分についても配慮しているということでもありますけれども、どうぞご意見を一人ずつお出しください。</p>
委員	<p>はい、まず課題について、「協働」と「市民協働」のどちらにするのかということなんですけど、私としては「大分市市民協働基本指針」というのが大分市にあるので、もう「市民協働」とした方が統一性があって市民の皆さんに浸透し易いので、「市民協働」にした方が良いのかなと思っております。</p>
委員	<p>私もその件については「市民協働」の方に賛成です。</p> <p>あと、「努めなければならない」というのは、お互いに手を取り合っるところで、やはりここは努力義務かなと、これはこのままで良いと思いました。</p>
委員	<p>私も、このままで良いと思います。</p>
副部会長	<p>あのこの件は言い尽くしましたので、まあ若干見解が違うのでなかなか議論が</p>

	<p>噛み合わないというのが率直な意見ではありますが、ただ、色んな議論の中で、それぞれの立場の中で、市は市政として首長の考え方の中でどう取り組むというのは、それはそれで理解が出来るという立場でありますから、そういう立場の中で判断をしていけば、それはそれで良いのではないかと思っています。</p> <p>ただ、その「市民参画」と「市民協働」と二つの項目がありますので、この辺がどうも紛らわしい部分があるんで、例えば、その一緒にできなければ条例の項目の並びを次にするとかの整理の仕方はあるのかなと思っています。</p>
部会長	<p>今の「市民協働」と「市民参画」の位置付けと言いますか、そういう部分については、また、全体会の中でも検討材料になるかと思っております。</p>
事務局	<p>確かこれまでの部会でのご議論としましては、前々回の部会でご議論をいただいた際に、項目としましてはまとめるのではなくて、それぞれあくまでも項目立てをするという形でご議論をまとめられたのではないかと捉えておりますので、今、副部会長さんがおっしゃられましたように、並び方と言いますか、規定の順番の部分で誤解を招かないよう、分かり易く並べるようなことにつきまして、事務局としましても検討させていただければと思っております。</p>
委員	<p>これなら整合性が取れているので、これで良いと思います。</p>
委員	<p>このままで良いと思います。</p>
委員	<p>私も何もありません。</p>
部会長	<p>はい、それでは大方のご意見が、今、事務局案のとおりでよろしいということで、一部ご意見が出ましたけれども、こういう方向で参りたいと思っておりますが、よろしいですね。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>はい、それでは次の「検討項目：都市内分権・地域自治区」に入りたいと思います。</p> <p>では、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは1枚ページを捲っていただきまして、最後の検討項目でございます、「検討項目：都市内分権・地域自治区」についてでございますが、条文案のたたき台としましては、読み上げさせていただきますが、まず「都市内分権」といたしまして、「第 条 市は、市民協働によるまちづくりを推進するために、地域のことは地域に関係する住民が考え、責任を持って課題を解決することができる体制づくりなど、都市内分権の実現に向けた取り組みを推進するよう努めなければならない。」次に「地域コミュニティ」といたしまして、「第 条 市は、それぞれの地域に関係する市民によって構成される地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。」、「2 市は、</p>

地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。」、「3 市は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。」といたしております。

「考え方等」につきまして、まず「都市内分権」につきましては、市民協働によるまちづくりを推進するためには、地域が一定の権利等を担った上で責任ある地域づくりを行っていくべき、という都市内分権の考え方に基づき規定いたしております。ただし、具体的な内容、市の下ろす権利等や地域の受ける体制などを確定させるためには、かなりの検討を要するため、現時点では、実現に向けての取り組みを進めていくということを市の努力義務と規定をいたしております。参考とした条例につきましては、上越市自治基本条例の第31条、「都市内分権」という項目でございます。次に、「地域コミュニティ」の部分でございますが、第1項につきましては、地域コミュニティとの協働により、地域特性を活かしたまちづくりを推進することを市の訓示的な義務と規定いたしております。第2項につきましては、地域の課題を解決していくために、地域コミュニティの意向を把握し、必要があれば合意形成を支援することや市政へ反映させることなどを市の弱い努力義務として規定いたしております。第3項につきましては、広範囲な課題については、関係者と調整が図られるように支援することを市の訓示的な義務として規定いたしております。参考とした条例につきましては、札幌市自治基本条例の第29条、「区におけるまちづくり」という項目を参考とさせていただいております。

続きまして「部会での意見等」の抜粋でございますが、「『都市内分権・地域自治』とは、住民の自発的な意思が尊重され、また、責任を持った中でその活動が担保される、そういうシステムを市域全体のルールとして作ることはないか。」ということで、こちらの赤字で表記をさせていただいておりますが、このご意見に対応する部分といたしまして、ピンク色のマーカーを付けている部分が、このご意見が反映されている部分ではないかと思っております。次に、「『都市内分権』は、市民に権利と責務を渡していくという意味で、この自治基本条例の基本的な考え方になるのでは。」、「『都市内分権』について、どの単位で活動していくのかという視点がないと、話が前に進まないのでは。」ということで、この活動単位の部分につきましては、後ほどの「課題等について」でも表記いたしておりますが、一応現在の事務局のたたき台としましては、それぞれの地域のことを大分市全体として一つの形に当てはめるというよりは、やはりその地域にあった色々な活動単位と言いますか、組織というもので対応していくということの方が地域特性も出て良いのではないかと考えておまして、事務局案の表現としましては「地域コミュニティ」と表記をさせていただいております、それぞれの地域での適切な団体と言いますか、そういった単位のイメージとしまして、「地域コミュニティ」という表現が、事務局としましての考えでございます。

戻りまして、「全体会での市長発言」でございますが、「これからは、権限なり財源なりを地域に下ろしていくという発想があっても良いのではないかという想いはある。一方では、そこに責務も発生してくる。これが一つの『都市内分権』であると思う。」というご発言がございました。

	<p>最後の「課題等について」でございますが、先ほど少しお話をしました活動単位の表記の部分につきまして、ご議論をいただければと思っておりますし、後は、全般的に共通しております語尾の表現でございます。以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、事務局の説明が終わりましたが、この大きく「都市内分権」、「地域コミュニティ」という二つの項目がある訳でございますが、まあ一緒にしても良いですけど、出来れば上の「都市内分権」からご意見を承りながら、逐条審議をして参りたいと思っておりますので、どうぞ。</p>
副部会長	<p>よろしいですか。 前、お配りした資料があると思うんですけど、それをまず見ていただければと思います。</p>
事務局	<p>皆様、お持ちでしょうか。 よろしければ、事務局で何部かコピーをさせていただきますが。</p>
副部会長	<p>じゃあ、何部かコピーして配ってください。 では、コピーが届くまで間、よろしいですか。 あの、まあ条文での言葉の配列の仕方の部分になるんですけども、その「市民協働」の件ですが、さっき言った「市民参画」と「市民協働」というのは、それはそれで良いと思うんですが、この「都市内分権」の中にその「市民協働」が入ってくるとですね、少し考え方がガラッと変わってしまうということがありますので、あっちにこっちにその使い方をばら撒いていくというのはいかがなものかなということ、すっきりさせるためにはさっき言ったような中で整理をしていくのが良いのかなと。 というのはですね、これは後で議論をしていかなければならないと思うんですけども、現在の市民自治の水準と言いますか、「市民参画」と市政との絡みが現在の自治の水準だと我々は認識しているんですけども、これからの自治、いわゆる地域自治の考え方ですけども、まあこれは後でコピーしてもらう中にも出て来るんですが、国の方も考え方が随分と変わってきているという状況がありますので、そうなってくると「二元代表制」というのが当然もっとここに明確に謳われないといけないのではと思っております。 ですから、議会の役割から考えれば、地域を作っていくのはむしろ議会だということ、合議制の中からしていきたい、していかないといけないのではと考えておりますので、議会の立場から言わしていただくと、考え方はやはりそういう形で整理をするのが良いのではないかと考えていますので、また、それはこの中身で議論をしていただければ良いのかなと思います。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。 (事務局コピー配布)</p>
副部会長	<p>続けていきましょうか。</p>

事務局	よろしければ、読み上げましょうか。
副部会長	そうしてください。
事務局	<p>では、読み上げさせていただきます。</p> <p>前々回の部会にて、副部会長さんからご提供いただいた資料でございますが、「まちづくりと自治体内分権」、「政権交代により地方分権の一層の進展が期待されている。同時に中央から権限や財源を分けてもらうという地方分権の発想ではなく、地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権?』への転換へと時代は大きく舵を切ってきた。昨年11月17日には、『地域主権戦略会議』の設置が閣議決定され、本年1月20日には、地域主権改革の具体策を議論する『地方財政検討会議』の初会合が開かれている。」</p> <p>「また、一方で、これまで地方が強く主張してきた『国と地方の協議の場?』の法制化の骨子案がまとまったことにより、今国会に法案を提出、成立させて、協議の場を正式にスタートさせるという方向が示された。地方政府樹立へ向け大きな一歩を踏み出すことになった。」</p> <p>「地方にとって、その受け皿づくりや体制整備が急務ではあるが、国や自治体との動きとは裏腹に地域住民はどれほどこのことを理解しているのだろうか。地方が変わるといふことは、そこに住んでいる地域の自治も必然的に変わらざるをえないということであり、都市内分権に対する理解や地域自治確立に向けての手段や方法を早急に行政が方向を示すことと、理解を求めるための情報公開を徹底することが急務であると考え。」</p> <p>「いま大分市では、合併による市域の拡大、周辺部の過疎化、都市部と農村部との格差問題や都市部の中での限界集落にも似たシルバータウンの出現など刻一刻と変化を見せている。高齢化による地域活動の低下や自治会に加入しない人の増加、近所付き合いの煩わしさからくる連帯意識の希薄化など地域コミュニティが崩壊し始めており地域力を高めるための方策と実践が喫緊の課題である。」</p> <p>「地域が元気を出してこそ、都市の魅力と中心部の活性化が生きてくると考える。地域活性化とは地域が活性化するということであり、換言すれば、地域の中に住む人々が地域の将来に対して希望を持ち、その希望の実現に向けて継続的に活動を行っていくことである。地域コミュニティの問題の解決は、地域コミュニティに住む人々のために行うものであり、過疎は、そこで暮らす人々の存在を中心に据えてこそ、実像がみえてくると考える。」</p> <p>「そこで暮らす人々が、地域の広範囲な課題を地域で可能な限り解決して行くための組織や手段を支援していくことが都市内分権によるまちづくりではないでしょうか。」、ということでございます。</p>
副部会長	<p>そういうことですね、一応この前文にも書いてますが、「地域主権」、「地方主権」、本来で言うと「地方主権」という名前が分権改革の中で出ていますが、今回の新たな政権によって「地域主権」という言葉が生まれました。</p> <p>ですから、まあ考え方とすれば「地域主権」、「地方主権」と言いますか、どちらでも良いのではないかと思います。</p>

また、下の方にボチを入れている「国と地方の協議の場」というのが、まあこういうことで実際にスタートしているということなんですけども、ここでどうしても疑問に出てくるのが、今「事業仕分け」というのがされていまして、新たな第2弾に今度踏み込んでいく、その中にいわゆる知事会、知事会の事務局に対しても事業仕分けの対象にするということが言われてまして、どういうことかと言いますと、地方6団体があるんですけれども、地方6団体の事務局は東京にあります。そこでの最高責任者と言いますか、いわゆる事務を担当する責任者の事務総長という人が各6団体におりまして、その事務総長というのは総務省からの全部天下りです。

ですから、「国と地方の協議の場」が仮に出来ても、知事会、あるいはその県議会、市議会、市長会含めて、町村会を含めてですけれども、結局は事務総長と総務省との間の協議という形になれば、果たして本当に地方の声が国に伝わるのかどうかというところが非常に疑問でして、こういったところについてはクエスチョンマークを付けてボチを入れたということで、これからの大きく変わっていく流れの推移をもう少し見ないと分かりませんが、まあ本当に私どもが求めているような地方の声が国に反映されるのかどうかということは、もう少し様子を見ないと分からないということを取ってここで謳っているということと、その「地方主権」、「地域主権」の考え方というの、考え方が出てきた背景とかあり方ですね、そういうのを是非理解していただければと思っています。

要は、こういう流れの中でそこにも書いていますように、「地方財政検討会議」というのが今開かれておりまして、2000年に地方分権一括法という法律がออกมาして、この時にこれまでの制度が180度変わってしまったという、いわゆる国から地方に、まあ何と言いますか、委任事務みたいな形でした訳ですけども、それが無くなって自治体固有の事務になってきたということで、2000年に地方分権一括法が出来て約10年が過ぎましたが、今、国が考えている新地方分権一括法というのが来年ぐらいには出てくるだろうと言われてまして、その中にこの「地方財政検討会議」が今議論をしているということで、議会のあり方もかなり問われてきていると思っていますし、地方自治法そのものもまた改正されてくる可能性もあるだろうと思っています。

ですから、その大きな流れの中で、今議論をされている国の方も、そして地方の方も共通と言え、このままでは地方はやっていけない、だから地方が自立するためにはどうするかということである以上は、さっき言ったように「都市内分権」といういわゆる「地域自治」というものがいかに大事かというのがですね、国も分かっているし、地方もそのことは分かっている、だからこの辺でどう良い制度を作っていくかということが一番重要ではないかと思っていますので、そのことに対して自治基本条例の中で「都市内分権・地域自治区」という形で議論していただいて、打ち出して行って、将来の大分市のあるべき姿というものを求めていくということが非常に大事ではないかなと思っています。

ですから、当然この中には行政サイド、いわゆる市長、執行機関の部分ですね、それと議会、それから市民がそれぞれでそのまちづくりをしていくというのが基本になるだろうと思っていますので、まあそういう意味で一つ議論をしていただければまた違う方向に行くのかなと思っています。

部会長	はい、どうぞご意見がございましたら、今のご意見を含めましてお伺いをいたしますので、どうぞ。
委員	<p>国の方もそういった感じで何て言いますか、定まらないと言いますか変わりつつある、そういった中で市のこういうのを定めるというのは、とても何かどこに焦点を当てたら良いのかというのも凄く難しいと思いますし、それを受ける側の私達がまずここにも書いてあるようにやはり理解が出来ていなければ、それを受け入れられなければ、なかなか実際の運用が出来たとして、時期が来たとしても運用するのに、とても動力も色んなことがやはり要るなあと、今、お話を聞いて思ったんですけど。</p>
副部会長	<p>この中段の真ん中ぐらいい書いてあるんですけども、なかなかその市民の皆さんと言ってもですね、まあマスコミ等の情報は出てますけども、中身まで砕いては理解出来ないと思っけていまして、活字は一杯出るんですけども、その中身がどうなのかという、先ほど言ったように「地方主権」だとか「地域主権」だとか、その新しい言葉というのは出て来るんですよ、出て来るけどもその新しい言葉を本当に理解しているのか、あるいは新しい言葉についていくことが出来るのかどうか、到達しているのかどうかという非常に疑問があるということで、要は、これだけ大きく変わって来ているのであれば、少しでも市民の皆さんにこういうふうに変わって来ているですよということを、やはり知らせていくことが重要ではないかなと、やはり「情報の共有化」ということなんですけど、現実にそれを全ての市民の皆さんにというのは不可能であるし、まあ我々は今言った検討委員会という立場で自治基本条例を検討していますから、ですから、こういう機会があって色んな議論がされて初めて理解される分が出て来るんですね、やはり少しでもこうした議論の中身を市民の皆さんに広めていくことは必要かなと、ただ、最終的には皆さんが理解し、その中でそのシステムを作っていくのが一番理想なんですけど、それではもう遅い訳でありまして、だからそのことは当然任されている、例えば市長であり、議会であり、そしてこの検討委員会のメンバーでもあり、まあ執行部の皆さん方ということではないかなと思っけていますから、要は、委託を受けている、市民の皆さんから我々はその委託を受けていると考えてもらえれば、信託をされていると考えてもらえば良いんじゃないかなと思っけています。</p> <p>ですから、検討委員会の中での議論は、やはり出来るだけ市民の皆さんに情報として流していくことが大事なことはないかなと思っけてまして、ただ、まあやはりそのシステムが無いんです。</p>
部会長	<p>はい、国と地方の関係を、地方の中の地方と一自治体の中のそれぞれのコミュニティとの関係に移し変える、まあそういう図式が少し見えておるんですけども、まあそういうことを頭に入れながらですね、皆さん方のご意見をいただきたいなと、最終的には条文に跳ね返っていただきたいと思っけていますので、どうぞ。</p>
委員	<p>少し素朴な、突拍子も無いことを申しますけれども、市長さんの発言で「権限</p>

	<p>なり財源なりを地域に下ろしていく発想があっても良いのではないか」というくだりを見て、ああ良いことをおっしゃるなと思ったんですけども、こういうのをですね、もういきなり条文に「こういうのをしていきましょう」という、まあ「します」ということにすると少し準備などが大変ですので、「こういうことがあるので、こういうことを目標にいきましょう」と言いますか、こういうのだと皆分かり易くて、大分市はこういう方向に行っているのかというのが市民などに対して分かり易いのではないかなとは感じております。</p>
部会長	<p>はい、まあ繰り返すまでもないと思いますが、今のような途中過程を見ることが大事だというご意見のようでございますが。</p>
委員	<p>あのですね、この条文の中で「地域のことは地域に関する住民が考え、責任を持って課題を解決することができる」という何かこの言葉がとても冷たく感じますので、何となくもう少し温かい表現で、このまま住民が考えというよりは、私の個人的な意見かもしれませんが、やはり「地域のことは地域に関する住民が考え」、ここの部分を地域は地域の良いところが、地域色が豊かなというような感じの言葉が何かないかなと思うんですよ、「地域のことは地域に関する住民が考え」となったら、住民としてあんまり色々なことを理解出来ていないのと、マスコミなどに惑わされていると言いますか、何となく少しそういうことが含まれているような気がするので、やはり地域のことは地域でしなさいというのは、その地域の良い特性を活かして地域だけしか出来ないことをするんですよというような、そんな表現が何かないかなと、地域を重視したような、なので、このままだと何か突き放されたどうすれば良いのかとかいうような感じがしますので、どんなものでしょうか、私がそう感じただけなんでしょうか。</p>
部会長	<p>はい、その辺は事務局、これを作成する時の考え方などについて、説明してください。</p>
事務局	<p>はい、事務局としてたたき台を作成した時の考え方、表現すべきではということとしましては、やはりこれからの地域づくりということでの目指す姿としましては、自主、自立ということになるのではないかと考えております。</p> <p>ですから、要は責任を持って、地域の関係すると言いますか居られる方がまずは責任を持って自分達の地域をこうしていくんだ、ああしていくんだということが出来るようなですね、流れというものをまずは目指していく話になるのではと考えております。</p>
委員	<p>自治基本条例の基がそこですからね、だからここのところが勝手にしなさいじゃなくて、その地域のことは地域でしなさいというのは、その地域の良いところを活かしながら自分達で考えていきなさい、とかいうのじゃないかなと私は思ったんですけど。</p>
部会長	<p>事務局、勿論そういう意味を包含してるわな。</p>

事務局	<p>はい、ですから当初の検討項目のご議論でもありました表現の優しさではございませんが、そういうご意見として捉えさせていただき、目指すところ、考えを掘り下げて行きますと多分おっしゃっているようなことは同じではないかと、想いはですね、そういう想いを文書化するのにそういう表現になろうかと思しますので、優しい分かり易いと言いますか、委員さんがおっしゃったような温かみがあると言いますか、あまり冷たく取られないような部分というのはまた事務局として検討させていただければと思っております。</p>
委員	<p>国の流れというのは大方理解するんですけど、この分権の必要性というのは、単にその痒いところに手が届けば良いとかいう感じではないんだらうと思っております。主体的に自らの地域づくりをという大きな部分があるんでしょうけど、あの一つはその仮に大分でやっても人口規模が決して大きくない、47万人を大きいとするかせんかはありますけど、まあ僕はそこまで分権するという話にはなかなか考えなくても良いような規模と言いますか、人口がどんどん減っているというような実態も分かる中で、もう一つ、僕は土着性というのが非常にまだ強い地域だと思っておりますので、その実態から見た時にその都会で言う「都市内分権」という区割り制にしてそれこそ財源も下ろして、まあそうしないととにかく何百万の部分ですから、それこそそうしていかないと当然出来ないからやっていると僕は思っておりますので、その財政の均衡性だとか、代表者の資質だとか、そういうことを色々と考えていきますとまだまだ緩やかな分権を望んでいくところの一つの過程でこの条文を捉えておけば良いんじゃないかなと思っておりますので、まあ「努めなければならない」と、まあ要するにこういうのを契機にして考えていただくというような条文で良いのかなと、私としては急に消極的なんですけど、まあそう思っています。</p> <p>それから一つお聞きしたいのが、企業の立場からいきますと、例えば企業市民という立場からいきますと、その地域の住民という部分と企業市民と言いますか、企業というのをどう捉えていけば良いのかと、どういうイメージを事務局が持たれているのかを少しお聞きしたいんですけど。</p>
事務局	<p>はい、今、委員さんがおっしゃった部分につきましては、事務局としてこのたたき台を作成する際は、何回か前の部会にてお話をさせていただいたと思っておりますが、「都市内分権」という項目につきましては、これからあるべき姿と言いますか目指していく姿として謳いまして、次の「地域自治区」というところで具体的にこうしていきましょうという流れを謳い込むということになるのではないかと思っております。</p> <p>なお、この場をお借りして申し訳ありませんが、「都市内分権」では「住民」という表記をいたしており、次の「地域コミュニティ」では「市民」と表記をさせていただいておりますので、この第1項で「それぞれの地域に係る市民」と表記をいたしておりますので、ある意味、今、委員さんがおっしゃったような内容はその具体論と言いますか、実務の中では当然入るべき、入れるべきだと思っております。また、「都市内分権」の方はどちらかと言いますと、事務局のたたき台としてはその想いの部分でまずは地域が自主、自立をしていくと、その地域の部分を今は「住民」と表記をさせていただいておりますが、そこはある意味当然今</p>

	<p>の市民の定義もそうですし、広く捉えていこうと大分市を、言うなれば大分市に関係する方に対する自治基本条例という部分になるのかなと思いますので、そうなりますと、今おっしゃっていただいたようなご意見を踏まえまして、今の上の「都市内分権」の方も「地域のことは地域に関係する市民が考え」というような表記というのは事務局としましても検討させていただければと思っておりますので、一応、委員さんがおっしゃられた部分は、当初、たたき台として作成する上では、実務の方では踏まえさせていただいておるつもりでございます。</p>
委員	<p>「都市内分権」に関しては、今の段階では目指すべき姿というような、優しい表現的なもので良いのではないかなと思います。</p>
	<p>次の「地域コミュニティ」というところで、あのどういうふうにしていくのかということに触れるべきかなと思います。</p>
委員	<p>難しい問題なんで、先ほどのご説明をいただいてもなかなか分かり難い課題とは思いますが、私個人的な感覚で言いますと、今まではいわゆるその護送船団方式で地域内に行政サービスを提供する時には、どこかの地域にも差がないように同じサービスを提供する、そのことが公平、公正性を担保して良い市政であるというようなまちづくりをこれまでどこの地域においてもやってきたんじゃないかと思うんですが、だんだんと地域に個性が出て来たり、地域の特性を活かしたまちづくりが求められたりと、他とは違うまちづくりをしてみたいだとか、まあ色々な地域の人々の思いがあって、そういう地域の自主性を育てて、それを尊重したまちづくりに力を入れなくてはいけないんじゃないかなと思うのが、まあ今の現状ではないかと思うんです。</p>
	<p>それは自治体間にも言えることで、個性ある特色あるまちづくりによって都市間競争に打ち勝っていきましょうというようなことをよく言いますが、それは、一つは「地方分権」という流れの中で出て来た考え方でありまして、それが市域の中に起こってきたのがこの「都市内分権」という考え方だと思っておりますので、従来は、あの東京都を考えていただければ分かるんですが、東京都の中に23区がございまして、東京都が考えていることを大分市とだけいただければ良いんですけど、それが23区に分かれた形で個々の議会を持って、区長さんを置いて、個別の地域のまちづくりをやっている、23区それぞれのまちづくりをやっている、まあそういう出来上がった形を想定していただければ良いと思うんですけど、だから、今の行政機構の中で大分市を想定して、のこの「都市内分権」ということを一番分かり易く思っただけとすれば、各地域に行政機関としては支所がありますので、支所にはお金と権限、ある程度の権限は下ろしてありますから、そこを中心にした地域づくりは出来るんですが、では今の「都市内分権」を考えた時の地域づくりの受け皿にどこがなり得るのか、今の現状ではですね、これは支所、出張所を単位にするしか、現実的な受け皿は無いですね、だから、これをもう少し進めていって、本当に支所が一つのまとまりで良いんだろうか、もっと地域は三つも四つもこうまとまりが出来ても良いんじゃないかなと思う、一つの支所の中に、そうした時にじゃあどこが権限とか財源をもらってあの住民自治と言いますが、その自分達でやりたいまちづくりを決定していく、お金も権限ももらって進めていく、そういうことはどういう単位だったら出来るんだろうか</p>

というのがこれからずっと先の課題になるんですね、だから、大分市の中での「都市内分権」ということになると、道は遙か先ということになると思うんです。

そのために、今「地域まちづくり活性化事業」とか支所単位、出張所単位でお金もある程度下ろして、本庁だけが握っているだけではなくて、お金もある程度下ろしてその地域の皆さんが考えたまちづくりをしていただいで結構ですよということで、当時1千万円とかのお金を下ろして始めているんですけど、まあそれは予行演習だと私どもとしては思っていますし、その「都市内分権」の行き着くところのですね、だから、かなり道は険しいのかなという想いはあります。

ですから、事務局が言いましたように、ここは想いの部分でしか条例化は難しいんじゃないかということでありまして、どこの市町村でも、先進的なところでもこの地域のそういう推進母体となると言いますか、東京都言えば区ですね、そういう行政区域、住民自治のまとまりを作るところに腐心をしておりまして、そこが一番の課題だと聞いております。

そこがまた進んでいきますと、副部長さんがおっしゃいましたように二元性の問題だとか色々出て来るとですね、そこが議会を持ちたいと言った時にどうなるのか、地域議会というんですけど、それを公選制にするのかどうかとかですね、色んな課題がまたその自治を考えると出て来ると、まあ大分市を幾つもぶった切ったような形になりかねないんですね、だから、これは非常に根が深いと言いますか、大きな課題で自主性と自立性を尊重するためには、当然権限や財源は地域にお任せをして特色あるまちづくりを進めていこうという考え方は、非常に素晴らしいものがあると思うんですが、一方ではそういう弊害が出易い部分もありますので、そのためのそれが大きな課題になってくる、私はそういう理解をしております。

委員

すみません、よろしいですか。

そうしたら、最終的にはどういう形にする、という目標があればそれに向かっているのか、今ある現状の方でしていくのか、何か分からないですかね、最終的にこの「都市内分権」をどういう単位として考えていくのか、今出来なくともその支所単位でやりながらいくのか、どうか。

委員

行政としてはですね、今の権限、財源をどう分配していくのかという話になれば、それはまず支所、出張所に、要するに本庁に集中している権限、財源をこう下ろしていく、そういう進め方になっていくと思うんですが、その先、支所単位とかで見た時にその先の住民自治の受け皿となるような組織をどういう形で地域の方が考えていくのか、それは行政主導だけでは出来ないと思うんですね、成熟度の問題もありますけど意識の問題もありますので、恐らく地域にお任せをしてもそれぞれの地域で温度差が出てしまうというようなことは十分考えられますし、それを大分市全体の団体意思として、もうこういうまちづくりをしましょう、地域を幾つにも分けてそれぞれの区割りをしてですね、それぞれに議会なら議会を持って、協議会なら協議会を持ってまちづくりをやりましょうというのは出来るんですけど、まあそこまで議会なら議会、今の大分市議会の中でご議論をいただくほどのまだ段階にはいってないんですね。

委員	<p>ちなみに、すみませんがその支所とかいうのは何個あるんですかね、どの地域にあるのかも教えていただきたいんですが。</p>
事務局	<p>では、事務局の方からお答えさせていただきますが、支所、出張所としましては、まずは鶴崎地区にあります鶴崎支所、現在は市民行政センターとなっております、次に植田地区に植田市民行政センター、それから大南地区に大南支所、大在地区に大在支所、坂ノ市には坂ノ市支所、明野地区には明野出張所がございまして、後は合併しました佐賀関、野津原に、それぞれ佐賀関支所、野津原支所がございまして、全部で8箇所でございます。</p>
委員	<p>はい、ありがとうございました。</p>
部会長	<p>今の行政的な目から見たこの「都市内分権」の方向付けと言いますか、実現に向けての方向付けというのは大変複雑な課題を抱えてですね、解決しなきゃならん問題というのが山ほどあると、百年ぐらい掛かるんじゃないかと、そんな気がする訳でありますけれども、まあ今の世の中の大きな流れがこの「都市内分権」に向けての歩を進めようやという流れであることは、もう皆さんご理解のとおりであろうかと思っておりますので、条文に返りまして今のようなご意見を受けながらですね、条文の部分に修正をしたり、あるいはこういう言葉を入れたらどうかとか、その辺のご意見はいただけませんか。</p>
副部会長	<p>あの条文も良いんですけども、ベースが無かったら条文までなかなか入っていきませんので、だから、もの凄く今言ったようにファジーなところに議論がなってるんですね、もう少し議論をして、その後にその条文に入っていくかこの条文を見るだけで全てが解決出来るかといったら多分解決出来ないと思うんで、良い条文で書けるのであればそれで良いんですが、中身はこれからこれに伴うものじゃないと意味を成さないということになりますし、当然、逐条解説もその辺の意味が入ってくると思いますから、出来ればもう少し議論をしたらどうだろうかと思えます。</p>
部会長	<p>そりゃ議論はやぶさかじゃないですけどもね、最終的には条文に跳ね返っていただきたいというふうなことで申し上げているということで。</p>
委員	<p>あのこの条文はですね、「市民協働によるまちづくりを推進するために」というのが目的になっていきますので、そこら当たりの議論を先ほど副部会長さんからご指摘がありましたけれども、そこら当たりから議論したらどうかと私は思うんですが。</p>
副部会長	<p>少しその前にですね、その要は、今委員さんが言われたのは、やはり最後のところになってくると思うんですけども、結論は、その前にここに書いてある市長が言った言葉ですね、これを良く考えて皆さんおられると思うんですけども、要は、今ある組織なりを通じてそこに権限なり財源なりを下ろしていくという考え方ではないと思ってまして、その地域地域の中から出て来た問題を地域の中で解</p>

決していくためにこういった組織が必要だし、こういったお金が必要だと、だから、その受け皿、受け皿というよりもその何と言いますか、行政の中にそういった窓口を作って欲しいと、そのことによってこういった形の、一つの「都市内分権」という形が、姿が見えてくるんだろうというふうに思っています。

要は、あの支所という単位で考えていただければ、支所の中に昔はその一杯窓口がありました、その殆どが庶務と証明だけ、まあ税務もありますけど、逆に今はまた保健センターとか色んな配置をするような時代になってきました。

ですから、その時々によって必要な部分はまた配置をするということはあるだろうし、また時々によってはそれを無くすということもあるだろうし、まあそうした部分の中での整理の仕方というのは、やはりその時じゃないと分からないんですね、そうじゃなくて、要は地域の中、さっき言ったようにその組織なり明確なものをそこに配置をして、そこに権限や財源を移譲していくというような考え方じゃなくて、その地域の中で考えられたことに対して、今言ったように必要なものについて、例えば市に要望とかして市はそれに対して応えていくという形が、いわゆる「都市内分権」の組織のあり方ではないかなと、私は市長の発言をそう解釈しているんでありまして、まあそこはそこでベースにならなきゃならないのかなということだと思っています。

また、さっきの話の中にも出てきたと思うんですけども、要は、まあ最初に条文案が出た時に議論したと思うんですが、現実にはですね、法に則った地域協議会というのはもうスタートしてまして、幾つかの市ではですね、まあ法に則っていないところでも例えば去年の10月に私が行った臼杵市が新たな形で動き出したとか、北九州市が小学校区単位でそれを作っているとか、そこまで踏み込んだ形で独自の法に則ってなくてもやっている、だから、やり方はそれぞれの都市によって考え方は違って良いと思うんですけども、けども、方向は確実に地域の中で、やはり地域のことは地域で考えていくという機運がそこにあるのではないかなと思ってますので、そこから色んな問題が組み立てられてきてそっちの方向に行っているのではないかなということで、ですから、あの既にもうスタートしているところもあるし、研究しているところもあるということと、もう一つ気になるのは、この議論の中では将来の話だからこの程度で良いんじゃないという発想なんですけども、実は来年にですね、今までは国からその補助金という形、交付金という形で来ているのが、その一括交付金制度に移行する、だけど公共事業辺りについてはですね、もう一括的な交付金制度になってきているんですけども、全体の予算の中で補助金を無くして一括交付金制度が来年から移行されるということは、大体方向付けとしてはほぼ間違いないだろうと思っています。

そうなりますと、今までのやり方で、まあいわゆる行政、市長を中心とした執行部の皆さんのスタンスの中での予算配分の仕方、それに対して議会がチェックするなり議決するなりの機能の仕方、これはまあパターンは一緒なんですけども、ただ、その今までひも付きですからこれに対してこれだけ補助金出しますよという形で来てたのが、一括であげますからどうぞ自由にお使いくださいというやり方になりますので、今言ったように、本当のところ市民がそこに色んな要求を勿論出すんでしょうけども、市民の声が反映された予算編成になっていくのかどうなのかというのが非常に疑問なんですよ、だから、我々議会の役目がそこにはないと当然意味が無いということになるんでですね、だから、合議体、合議制

	<p>というのが議会で作っている訳ですから、その特性を活かしていくのがこれからの時代ではないかと考えたら、その先の話ということには多分ならないと、近い近い将来にですね、既にその機能がなければ全国でやはり都市が競争していますから、その中で大分市が本当に競争に乗っていけるかどうかというたら、やはりやり方一つによってはガラッと変わると、だから、その道筋を作るのがやはりこの条例ではないかと私はそう思っていますんで、是非その辺で議論をしていただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今、こう聞いてますと、その先ほど私は凄くファジーで遠い先のことを、まだ行動にも移せない何か先のことを今話しているような感じだったんですけども、よくよく考えてみると何か一つひとつの、例えば地域でこんなことをやろう、皆で話し合っってこんなことをやろうって決めてやりだしたことがこう点々とあって、それが徐々に広まっていく、そういったことから「都市内分権」の基本的な、小さな単位だけでもそういったことがこうだんだんと広がって大きくなって、そうなるっていくのかなと今思ったんですけども、あのやはり何て言いますか、私達が見るとやはり行政はどここの地域にも公平で公正な立場でいないといけないという想いはするんですね、今の行政はね、でも何かこうやはり元気があってやろうとするところには、その例えばお金を注ぎ込むとか、そういったことももうこれからは可能になってくるのかなと、そういったことの一つひとつが「都市内分権」につながっていくのかなと今思ったんですけど、違いますかね。</p>
<p>副部長</p>	<p>私が答えるのもおかしいんですけど、多分こういうイメージじゃないかと思うんですよ、その今言ったように地域の中で何かをやっていくことについては、その地域の特色がありますし、その地域が非常に活発に動いているところとそうじゃないところとの差が出てくると、その活発に動いている地域についてはですね、やはり色々な動きが出てくる可能性があると思うんですよ、そこはやはり行政が判断して当然バランスを取っていくということは、これは指導をしながらやるというのは必要だと思います。</p> <p>ですから、そういった関係が上手く機能しているというのが本来の姿ではないかなと思っていますので、行政はやはり何と言いますか、勿論どこまで指導できるかは分からないけれども、やはりこういうモデルがあってこの地域がこういうふう頑張ってますよと、だからこっちも頑張ってくださいということが言えるのか言えないのかは別にしてですよ、やはりそういう中で行政がバランスを取りながらコントロールをしていくということは大事なことはないかなと思うんですよ、ただ、その辺ではあまりそう難しく考えなくても良いのかなと。</p>
<p>委員</p>	<p>その単位は、例えば支所だったり行政センターだったりしていく訳ですよ、まあどこにその分権をする時に、あのセンターとかそういったところになるのか、まあこれから先ですね。</p>
<p>副部長</p>	<p>一番分かり易いのは、良い悪いは別にして地域協議会というのがありますので、地域協議会というのは何と言いますか、法に則ったやつなんですけど、まあ地域協議会というのを作ってですね、それは確か市長が任命するんですけども、要</p>

	<p>はその関係からいくと地域協議会があって支所があって、今ある既存の自治会を含めた地縁団体がある、この三つの関係がある、そこで、この三つの関係を上手く地域協議会が中に入れてまとめていくということであれば、例えば、鶴崎であれば実際には幾つくらいあるかしりませんが、その自治会長がおりますよね、そして、今「七輪のまちづくり」というのをやってるんですけども、こういうのを地域協議会がまたまとめて支所と連携を取る、地域の地縁団体といわゆる自治会組織とか老人会とか社会福祉協議会とか子ども会とか体育協会とか一杯ありますよね、これを全部まとめてやるとですね、そこでまちづくりを作っていくという考え方がその地域協議会の趣旨ですから。</p>
委員	<p>明野はやっているんですか。</p>
副部長	<p>いや、明野は地域協議会、そういうのは無いですね。 まあ、そういうイメージで考えてもらったら。</p>
部長	<p>何か目の前にいつも近くにありそうにもあるし、どっか遠くの方にぼやあっとしか見えないようでもありますけれども、さあ、他にご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「都市内分権」というのは、要するにまあ目指すところは常に同じなんです、まちづくりにとっての「都市内分権」によるまちづくり、市民の自主性、自立性を活かしたまちづくりをやりましょうというところは同じなんです、ですから、それが一年後に出来るのか、相応しい形がですね、それは地方自治法上に規定しているような形が最も相応しいかどうか私も分かりませんが、ただ、地方自治法で国のキャリアの方が考えた地方自治としてのあり方としては、そういう受け皿をまあ地方自治法上に規定をして作れるようになってますけど、なかなかこれが広がっていきませんので、それはやはり何かどこかになかなか思うように「都市内分権」が進んでいかない、地域の自主性が発揮できないというジレンマもあるのかもしれないし、それぞれの都市の実態がそうさせない理由を何か持っているのかもしれないけども、要は、「都市内分権」という考え方は、それぞれのまちづくりの担当者は皆同じ想いをしていると思うんです。</p> <p>ですから、それが一年後に実現出来ようが百年掛かるうが、目指すところは一緒だと思うので、その手法がどういう形でその段階を追って実現に向かっていくのかという違いは出て来るんだろうと思うんですけども、それとまた地方自治法上に則ってやっていくのか、自分のところ独自のやり方でやっていくのか、まあその違いも出て来るんだろうと思いますので、さっき漠然としたずうっと先の話だという事務局の説明の仕方悪かったですけど、そういうことじゃなくて、これはやはりまちづくりのバイブル的な要素があるんですねここに、ですから、どういう形にしる私はこの条文の規定としてはそんなには差が出ないと思ってまして、どういう議論になるうとですね、目指すところはそんなに変わらないと。</p>
部長	<p>先ほど、委員さんから出たですね、「市民協働によるまちづくりを推進するために、～都市内分権の実現に向けた」と、この辺の皆さん方のご意見についてはどうでしょうか、まあピンク色のマーカーで括っているところは、「都市内分権」</p>

	<p>の具体的な中身の一つではないかと。</p>
事務局	<p>はい、一つの理想的なあるべき姿、地域の一定の権利、責務、権限、財源等を持つ中でという部分は、この条文案のマーカ一部分に含めさせていただいております。</p>
部会長	<p>その「体制づくりなど」の「など」が「都市内分権」の中身かと、「～など、都市内分権の実現に向けた」ということで、それで良いのかな。</p>
事務局	<p>はい。</p>
部会長	<p>それで、「都市内分権の実現」というのは、まあ拘るようでありませけれども、「市民協働によるまちづくりを推進する」、その手段として「都市内分権の実現」ということで、これはどういうことなかな。</p>
委員	<p>「まちづくりを推進するために」、かな。</p>
副部会長	<p>あの「市民協働によるまちづくりを推進するため」、私はなぜそこに「市民協働」という言葉が出て来るのかがよく分からなくて、そのまま「市民によるまちづくりを推進するため」という形でも良いんじゃないかと。</p>
事務局	<p>すみませんが、この「市民協働」というのは、先ほどご検討いただきました項目を意識して表記をいたしております。</p>
副部会長	<p>だから、「市民協働」の定義は、これまで議論してきた部分と「市民参画」もあるから、それはそれで良いと思うけど、「都市内分権」にこの「市民協働」が入ってくるからややこしくなるんであって、どういうことかと言うとですね、やはり考え方の中にさっきも少し触れたと思うんですけども、今日的な住民自治の水準というのは、毎日毎日の日々の住民参加を想定してる訳なので、だからこそ、その何と言いますか「市民協働のまちづくり」という言葉が多分出てくるのではないかなと思うんですよ、でもそうじゃなくて、やはりこれからのさっき言ったように二元代表制というものを考えた時に、議会の役割というのは全然その中に入っていないんですよ、だから、行政スタイルで考えた部分はこの「市民協働」で良いと思うんですが、ただ、議会スタイルで考えるとそうじゃないんですよと、その住民の代表でもある訳だし、しかも、合議制の議会であればより多くの市民の皆さんの声を聞くという立場にあるのが議会の立場であり、その立場で市民の声を議場の中で、議会の中で議論し合っってその考え方をまとめていくという、例えば、市政に対して提言していく、市長に対して提言していくというスタイルを取っていけばですね、当然その何と言いますか、その住民と討議をして決定をしてですね、そして市政に対して例えば提言をしていくという、そういうスタイルがこれからの本来のあり方ではないかなと、だから、むしろ地域を作っていく形成の過程でですね、いわゆる「都市内分権」というような、当然まあ行政も関わって来るけれども、当然そこには議会も関わりを持って来るんであって、「市民</p>

	<p>協働」というのはある意味で、どちらかと言うと行政スタイルの中での一つの考え方の中で消化出来る、消化出来ると言ったら表現が悪いけども、考え方の中で出て来るんであって、議会はむしろ「市民協働」ということではなくて、議会そのものがやはりここに参加をしながら市民の意見を聞きながら討議をして決定をし、そして、なおかつそのことが実行されているのかどうか監視をしていくというのが、これからの住民自治の姿ではないかなと思っています。</p> <p>ただ、分からないのは、今まで議会がその機能を果たしてなかったと言ったら、議会から私もそうやけど怒られそうなんですけども、現実に市民意見交換会なんか今までは無かった訳なんで、それを今始めて踏み出して行って市民意見交換会をやってその意見を、出て来た意見をそのまま出たというだけではなくて、その各常任委員会に全部下ろして常任委員会で審議してもらってその結果を今度皆さんに公表するというスタイルを取ってますので、だから、そういう意味では今言ったように地域づくり、まちづくりには積極的に議会が入っていくということにならないとおかしいんではないかなと思うから、そうなってくると、行政サイドの考え方の中の「市民協働」と、今言ったように私どもがその地域を作っていく中でですね、二元代表制という位置付けをした時に少しニュアンスが変わってくるのかなというのがありますので、それでまあ少しここに「市民協働」という形が来るよりも、むしろ「市民によるまちづくり」の方が分かり易いかなと。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、良いですか、一応「都市内分権」の実現に、これからまあ一生懸命皆さん推進に向けて考えましょと、そういう意味合いの条文であるということは良いですね、そういう条文にするべきであると、それは良いですね。</p> <p>では、今の問題でありますけれども、「市民協働によるまちづくりを推進するために～、都市内分権の実現～」というふうなことでありますが、今、議会の立場としてご意見が出ましたけど、委員さん、どうですか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、少し僕も考え方の確認なんですけど、例えば、その鶴崎市民行政センターというものを中心に考えて、その地域がもう非常に交通の体系が悪いんでバスを含めて是非その地区をやろうやというようなことが仮に出て、それを市民行政センターとしてがっちりと受け止めてやりましょというような形が出来得るような仕組みが、こう「都市内分権」という中で出来ていくんでしょかと、それをやろうとした時に、いやそれは少し待ってくださいよ、議会の中で予算も無いのでそこだけは止めてくださいよということになるのでは、何か分権と言っても少しそれはなんなんだろうかと、どうその出来る部分の小さなコミュニティだけということで留まっているとすれば、まあこうやって「市民協働によるまちづくりを推進」で良いんだけども、その少し違ったケースの大きさになるんですけど、こう対比した時にどっちをこう、両方それは可能な、実現可能なものに形作り、仕組み作りをするんですかと、それを僕はこう悶々としているんですけど、説明をしてもらえますか。</p>
<p>委員</p>	<p>あの多分ですね、要するに各市域に均一なサービスを提供しなければならないような行政課題は、今までどおり支所、出張所を通じたサービスの提供ということは変わらないと思うんですが、やはり「都市内分権」というのはむしろ支所、</p>

	<p>出張所、今は予算を執行したりするところが支所、出張所ということになってますけど、本来的には住民自治ですから、まちづくり協議会になるのか地域何とか協議会になるのか形は分かりませんが、住民の皆さんが組織された受け皿と言いますか、そういう推進母体が出来て、今、委員さんがおっしゃったようなまちづくりをこの地域はしたいんだと、そうしたら補助金が出るんだったらうちに優先的にくれないかとかいうようなことになって交付金の、先ほどの一括交付金化の話じゃないですけど、そういうお金が付いて、その人達が自分達の協議会の中で結論を出してどういう進め方をしようというようなことで、そのお金を使ってまちづくり、個性あるまちづくりを進めていく、そういう形が「都市内分権」の形じゃないかなと思うんですけど、少し分かり難いかもしれませんが。</p>
<p>部会長</p>	<p>分かりましたか。</p>
<p>委員</p>	<p>ええ、まあ。</p>
<p>委員</p>	<p>少し整理をしたいんですけど、要は、地域協働によるまちづくりを推進していくために、地域の住民が考えて作っていく組織が「地域コミュニティ」になると思うんですが、それに併せてコミュニティが必要な部分の予算とか権限に関しての行政側の権限とかも分権されていくと考えて良いんですよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それが理想ではないかと思っております。</p>
<p>副部会長</p>	<p>正直、イメージというのはね、あの何と言いますか、あくまでもイメージの段階なので具体論にはならないと思うけれども、その地域がまとまってこういうことを要望しようということになれば、今までの陳情合戦と変わらん訳ですよ、今まで地方が国に対してしてたのが、今度はミニ版が地方に出来て地方が中央集権になって地域が一杯出来てその地域からどンドンどンドン陳情合戦が出て来るとなったら、結局、地域が中央集権になってしまっていくと言いますか、そういうスタイルと変わらないようになるから、そういう意味じゃないと思うんですよ、だから、さっき言ったように、要は難しいけど、これはアメリカのケネディの言葉じゃないけど、行政が何をしてくれるかじゃなくて、そこに住む人達が我々は行政に対して何が出来るかというのが、これが基本スタイルだと思うんですよ、「都市内分権」の、その中でなおかつ解決出来ない問題とか色々な問題がやはり出て来ると思うから、これについては是非行政に力を貸してくださいと、これが本来の姿じゃないかと、だから、地域のことは地域の中でやっば解決していくんだという、地域がまあ自立までいかないけどそれに近い形に自立していくという、そういうイメージの方が良いと思います。</p> <p>今、地方が自立しようと言うのと一緒だと思います。</p> <p>昔の何と言いますか、部落部落であったようなイメージだと思うんですよ、行政に必ず頼ってなかった昔は、自分達のことは自分達で全部解決していた、けどこれだけ肥大化してくると今言ったように地域が解決出来ないから行政に全部おんぶに抱っこになるという今の行政スタイルが出来てしまった、これをもう一回原点に戻そうというのが「都市内分権」だと。</p>

委員	<p>集落経営みたいなものですかね。</p> <p>まあ、そこまでは違うでしょうけど、集落で自分達のことは自分達でやっているということ。</p>
副部会長	<p>じゃないと、「地域コミュニティを再生しよう」と言うても、現実に例えば大分市の老人会にははっきり分からないんですけど、全国的に見て組織率が70%台くらいまで落ちてしまっている、大分市の会長に聞いてもかなり組織率が落ちている、結局は担い手がない、役員のみ手がないということもあって、だから、老人会ですらそういう状況ですから、地域の中でね、私達も老人会にはよく顔を出すけども、もう殆どその参加をしない人は参加をしないんですよ、ひっそりとそこで暮らしている、だから隣近所と話すのが煩わしいと、色んな問題があるみたいですので、要は、それはやはり地域で解決せんと行政では解決しきらないと思いますので、そのためにどうするかということだろうと思います。</p>
部会長	<p>はい、社会福祉協議会の役割がその辺ではないかと。</p> <p>まあ、いずれにしろ先祖帰りをするというような話が今出てきましたけれども、目指す方向というのは皆さん、共通理解が出来たんじゃないかと思いますね、要するに、地域のことは地域の皆さんでしっかり足を踏ん張って頑張っていくと、それが原点になればこの「都市内分権」というのは本当に絵に描いた餅ということになりますんで、それをそう組み立てていったら良いのかという、その推進に努めるという方向付けは、まあ先ほども確認して「良い」ということになるとすればですね、またもう一辺条文に戻りますけれども、この条文のままでよろしゅうございますか。</p>
副部会長	<p>その「市民協働」というのが、どうも引っ掛かるんですが。</p>
委員	<p>まあ「市民協働によるまちづくりを推進するために」という大上段に構える必要も私は無いんじゃないかなという気がするんですが、「都市内分権」を何で進めていくのか、どういう必要があってやるのかということになればですね、まあ結局はその地域の課題を解決したり、その地域の皆さんの満足度を高めていく、そういうことのために「都市内分権」が手段としてあるんだという位置付けで良いんじゃないかと思うんですが。</p>
副部会長	<p>これは、目的になってるので、「市民協働」が、少しおかしいかと。</p>
部会長	<p>はい、どうですか、今の委員さんのご意見を含めて、どうぞ。</p>
委員	<p>はい、私もそうですね、まあ最初の「市民協働」という言い方は少し避けた方が良いのではないかなと感じました、今までの話を聞いて。</p>
委員	<p>私も同じです。</p> <p>「市民は～」で良いんじゃないかと思います。</p>

委員	「市民は」の方が良いと思います。
委員	地域課題解決のために「都市内分権」の実現を、まあそういう形で良いかと。
部会長	委員さんも同じ意見ですか。
委員	はい、同じです。
部会長	はい、それではその辺について事務局、再考をお願いしたいということであり ます。
事務局	申し訳ありません、少し最後の方のお話でございますが、一応、出だしの部分 と先ほどの委員さんがおっしゃられました表現の優しい感じと言いますか、その 部分も踏まえまして検討をさせていただきたいと思います。
副部会長	最後のくだりの部分、「推進するよう努めなければならない」ということにつ いて、下の方に検討の際の参考ということでもありますよね、これは今言った「都 市内分権」という方向はもう一緒なんですよね、やるということ、やらなきゃな らなければ、「推進する」で良いんじゃないですか。
法制室	一つよろしいでしょうか。 今のご議論の中で、主語の部分、今事務局が提案しておりますのは「市は」と いうことで、行政側の方でこういう努力をしますというご提案の内容になってお りますけれども、今のご議論の中で、「市民は」というような主語の転換があっ た時に、その市民に対してそういう義務を課すというようなニュアンスになるの かどうかですね。
副部会長	「市は」で、良いじゃない。
部会長	「市は、市民による～」で良いんじゃないかと。
法制室	そのところは、そのままの規定ということによろしいですか。
部会長	だから、「市は、市民によるまちづくりを推進するために、～都市内分権の実 現意に向けた～」ということで。
副部会長	「市民は」と言ったら、市民はそこまでしきらんわな、システムまでは作りき らんわ。
部会長	良いですね。 はい、ではその部分は以上の議論で終わりたいと思います。 次の「地域コミュニティ」の部分についてでありますけれども、どうぞご意見

	をお出しください。
副部長	同じく「協働」が出てきてるんですが、これはやはり連動させないとおかしんで、「地域コミュニティとの協働により」というのも言葉を変えた方が良いんじゃないかと、例えば「連携強化により」とか。
部長	はい、「協働」に拘っておりますけれども、皆さん、どうですか。
副部長	あっちにこっちに飛んで来ると、どうもややこしくなつて。 「地域コミュニティとの協働」というのがどうも分からない、「市民によって構成される地域コミュニティとの協働により」というのが。
事務局	申し訳ありませんが、そこはいわゆる定義付けの部分にもあるような流れでございまして、もう関係する地域コミュニティと市が、言うなれば対等な立場で各々の役割分担のもと協力をしていくという意味合いでございますので、そういう形で進めていくものとして今「協働」というのを定義付けしておりますので、表記しても差し支えないのではないかと、たたき台でもありますので、事務局としましては、そう捉えております。
委員	「地域コミュニティとともに」とか。
委員	別に「協働」でも良いような。
部長	皆さん、どうですか。
副部長	これで良いかと、「構成される地域コミュニティにより、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする」、ストレートに読んで。
部長	「市は」、地域のコミュニティと一緒にってという意味じゃな、対等、平等な関係ということで。
副部長	ああ、そういう意味か、だったら「～ともに」で。 地元が入ってくるとですね、後々色々と問題が出てくるんですよ、もう議会は完全に蚊帳の外になってしまう。
事務局	申し訳ありません、先ほどからの副部長さんのご発言の部分でございますが、一応「協働」の定義付けでは、「市民、議会、行政が～」という言い方でございますので、当然議会につきましても関係していただく中、その各々の立場の役割分担ですので、議会は執行機関の監視という部分もございまして、市民からの意見も吸い上げて対応している、議会としての役割分担、その予算決議の部分でご判断をいただくという形で関わっていただいていると、私はシンプルに読み取ることが出来るのではないかと個人的には非常に思っております、そうしますと、大変申し訳ありませんが、定義付けで規定する以上、あまり「協働」とい

	<p>う表記は違和感が無くなるのではないかと、少し行政側の立場の考えにはなるかもしれませんが、やはり色んな方と市は協働していきます、また、皆さん何か色々とする時は協働してやりましょうというような捉え方であれば、「協働」という表記は問題が無いのではと、「大分市市民協働基本指針」もございますし、大分市の市政運営の柱にも据えておりますので、よろしいのではないかと考えております。</p>
副部会長	<p>要は、「市は」ということですよね主語が、ここは「市は」ということになっているので、当然今言ったように地域の皆さんとの関係の中で出てくるわけでして、ここに書いてあるとおり「市は、それぞれの地域に関係する市民によって構成される地域コミュニティ」、ここには議会というのは表現的には勿論入りませんけれども、そうすると、市と市民との関係ということになるんですが、そこに議会がどういう形で入ってくるかと言った時に、全くその単なる市政とその市民という形になってしまうので、だから、さっき拘るようで二元代表制の位置付けからすると、「協働」という言葉が無い方がむしろストレートに入り易いかなと。</p>
委員	<p>主語に議会は入ってるかと、機関だから入るかなと、市長も当然その議会も機関なので、「市」というのは団体だから入るのでは。</p>
事務局	<p>はい、申し訳ありませんが、そのような主語の定義付けにつきましては、後程全部の条文案が並んだ段階で押さえていくのではと考えておりますので、とりあえず現時点では「市は」という表記をしておりますが、そういうご議論、想いということでございましたら、仮に「市は」と、他の条文案を踏まえていただきまして、「市は」とする時はこういうふうにするのか、そして、それが馴染まない時には「市長等」とか、「市は」と使い分けるのかということ、最後の条文として並べた時の調整になるのではないかと考えております。</p>
副部会長	<p>「地域コミュニティ」とかそういう具体論になると、「市は」というとあくまでもその今言ったように行政機関全体という意味で議会も入るかもしれんけれど、議会は執行機関を持っていないんですよ、執行権を、だから、そうなってくると議決権とか議事機関とかの位置付けになってくると思うんで、その「地域コミュニティ」の中でそのコミュニティを作っていくというのは、市民と議会も当然入って作っていくと、その中で「市は」という位置付けをした方が分かり易いかなと、噛み砕けば、ということで拘りを持っただけで話です。</p>
部会長	<p>これ、逐条解説当たりで書いたら。</p>
事務局	<p>はい、逐条解説におきましても、詳しく記載をさせていただければと考えております。 あと、大変失礼なお話かもしれませんが、議会基本条例上はその辺りの規定というのは、どうなのでしょう。</p>
副部会長	<p>いや、入ってない、それは。</p>

	<p>あくまでも議会のことしか書いてないので、市政のことについては一切入ってない。</p>
事務局	<p>では、申し訳ありませんが、議会とその市民との関わり的な規定というのは、いかがでしょうか。</p>
副部長	<p>それはある、議会と市民の関係というのは。</p>
部長	<p>はい、それでは今の副部長さんのご意見を踏まえて、まあ逐条解説の部分でも少し、あるいは全体の体裁を統一する時の考え方の中にそれを入れるということで、よろしいですかね。</p>
副部長	<p>それなら、これを残すということですか、この「協働」を。</p>
部長	<p>まあ、他の皆さんからするとこのままでも良いのではということで、皆さん、よろしいですね。</p>
各委員	<p>はい。</p>
副部長	<p>まあ、皆さんがよろしければということで。</p>
部長	<p>はい、ではご了解をいただいたということにいたします。 他に第2項、第3項がありますが、どうでしょうか。</p>
委員	<p>一つ分からないところがあるんですけども、この第3項の意味なんですけど、こういうことが事例として挙がりそうなケースというのがありますかね、例えば「調整が図られる」、どういうことでこういうことがあり得るのかということを知りたいんですけども。</p>
事務局	<p>はい、具体的なですね、これはあくまでも机上の話になるのかも知れませんが、ある意味東部地区という言い方をした時に、鶴崎、大在、坂ノ市、場合によっては佐賀関まで含めて何かをするという話になれば、やはりそれらのマネジメント的な部分としまして、行政は色々な単位間、地域間の橋渡しというのは、中身は何をするのかというような具体的な話はございませんが、想定上は、そういう事態が起こればそのマネジメント、橋渡しは市としてすべきではないかと思っております、後は、札幌市自治基本条例を参考としましたので、その部分から広範囲に渡るもの、要は広域的なもの、その大分市の地域として分けたとしましても、その中の広範囲に渡る部分についての調整というのはやはり必要ではないかという規定が札幌市の条例の中に実際ございますので、それを参考とさせていただきます。</p>
委員	<p>少しくだらない意見かも知れないんですけど、第3項のところ少し気になったことが、去年、私は臼杵市の竹宵まつりに観光に行ったんですが、その帰りに大</p>

	<p>野川合戦まつりというのが同じ日にありまして、勿体無いことするなど、まあ観光客という目線で立てば日を、白杵市の竹宵まつりの方が誰が見ても有名だと、少し失礼な言い方ですが、それで観光客とか地域活性化をするのであれば日をずらすとかですね、まあ強制力を持つというのは何かと思うんですけど、そういう配慮というのは必要ではないかなと感じたことがあります。</p>
事務局	<p>すみませんが、市政運営部会にて検討しております19の条文案の中に、「他の地方公共団体との連携・協力」という条文の案を、その一文をご議論いただくことになっておりますので、今、委員さんがおっしゃいましたような、そういうイメージするようなことは文言としてはございますけれども、具体的にまつりというようなお話は出てきておりませんが、そういった条文の案としては、議論をしておるところです。</p>
事務局	<p>補足になりますが、仮にそういうことが規定されるということでございますので、規定されますと、市としましてもそういった条文に基づきまして、連携を図っていくということになるかと思います。</p>
委員	<p>それと後は、「地域コミュニティ」が崩壊されているということをおっしゃられてて、共生を図るにも図れないということもあるのではないかと、私は明野の方に住んでまして、まあ明野は結構大きな団地なんですけども、もう少し小さな団地でもそういうシルバータウン化してるというようなところはあると思うんですね、そういうところを「地域コミュニティ」という文言をもう少し分かり易くしたりとかですね、あの調整出来るような、そういうふうには出来ないかなと考えてはいるんですけども。</p>
事務局	<p>はい、今の委員さんからのご意見につきましては、今は地域のことは「地域コミュニティ」という言い方で一括りをさせていただきまして、事務局としまして敢えてその範囲を限定しない方が良いのではないかと考えております。</p> <p>それはある意味、それぞれの地域間、それぞれ該当する地域の適切な形と言いますか、そこがある程度の大きなまとまりで動けるのであればそこをお願いをすれば良いと思いますし、いわゆる自治区単位とか町内会単位でないといけないようであれば、大変かもしれませんがそうした単位にきちんとお話をするとか、あまり行政側と言いますか、条例上で明確にこういう単位で地域はやっていきますというような範囲を決めてしまうのは、少し例えが悪いかもしれませんが、前回の部会におきまして「まちづくり」の範囲をご議論をいただきましたように、敢えて定義付けをする必要は無いという中で皆さんがそれぞれ思うまちづくりの部分で進めていくというようなイメージでございまして、「地域コミュニティ」、その地域の活動単位につきましても地域で動ける範囲、大から小までという単位はそこに該当するある程度の地域と言いますか、その団体に任せても良いのではないかと考えておりますので、そういう想いで敢えて具体的な範囲としての「地域コミュニティ」ということではなく、もう地域のことはざっくりではございますが「地域コミュニティ」に任せるという規定で、事務局としては考えているところでございます。</p>

<p>部会長</p>	<p>よろしいですかね、他にご意見などはよろしゅうございますか。 それでは、特段なければ、全体を通じましてご意見を承りますが、どうぞ。</p>
<p>副部会長</p>	<p>すみませんが、スケジュールの関係ですけれども、一応12月議会というスケジュールの中で事務局案として考えているようすけれども、それで、現時点でどうだこうだと言っても仕方のない話で、進捗状況を見ながらということに当然なると思うんですが、実は11月にですね市民意見交換会を議会が開催をするということになりますんで、そうなるそっちとの絡みの部分も含めて、スケジュール的に間に合うのかなと少し危惧してるんですが、それと、さっきも言ったように殆どの市民の皆さんが自治基本条例と言っても馴染みが無いし、地方分権と言っても馴染みが無いし、それをどのように広報していくのかというのが大変大事かなと、市報には出してくれたんですけれども、まあネットを使って見れば大体見れる人は見れるんですけれども、本当に関心を持っている人であれば、ネットで全部拾えて見れるんでですね問題は無いかなと思うんですけれども、やはり一般市民の方がそこまではなかなか興味を持っていただくというのは難しいと思ってるんで、何かこう毎回言うように目に見える形で会報とか含めてするということが一つと、もう一つは今言ったように市民意見交換会を受けて、またシンポジウムを開くとか、そこで大体素案じゃなくて原案を見てもらってまたもう一回市民とのキャッチボールをするとか、まあ意見交換会は無理にしてもですね、どこかでやはりそういうキャッチボールというのは、かなりの回数が必要ではないかと思っています。</p> <p>そうした時に、スケジュール的に非常に厳しいのかなと思うんで、まあある一定時期まで来ればですね、詰めたもう一回スケジュールを提出してもらおうということをしてもらえんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、以前開催しました第10回の全体会にてお示しをさせていただきましたスケジュールにつきましては、一応当時の事務局案としまして、12月議会を視野に入れてご検討をお願いしたいということでございまして、それはあくまでご議論、今、各部会毎に行っておりますので、そのご議論の進捗状況、それを6月の後半に、これは皆様にアンケートを取っておりますけれども、全体会で一旦現状の段階で条文案を並べてみまして、どんなバランスだというようなことも見ていただいた上で、また部会でご議論をいただくような流れになろうかと思っておりますので、その進捗により12月に間に合わないということは事務局としまして考えてはいるところですが、やはり目標を持って進めていかなければなりませんので、今のところ12月議会を視野に入れてということしかお示ししておりません。</p> <p>ただし、副部会長さんがおっしゃられますように、その状況によっては柔軟に対応していかざるを得ない部分もあるかと思っておりますので、絶対今年度中に制定しないとイケないということでもございませぬので、あくまでも目標に向かってということで、後は市民意見交換会をまず出来るだけ、フォーラムについてもですが、そうしたものをやっていった方が良いのではないかと、全体会議などでご意見が出ればですね、その辺はまた素案、原案の出来た段階でまた考えていかな</p>

<p>部会長</p>	<p>いといけないのではと思っております。</p> <p>あくまでもやはり直近の目標に向かっていきませんとズルズルいく可能性もございますので、そういうことでご理解をいただければと思います。</p> <p>はい、私どもも意気込みを持っておりますので、手綱を締めていきたいと思えます。</p> <p>それでは、本日の熱心なご議論、誠にありがとうございました。</p> <p>あと、聞くところによりますと、本部会が一番熱の入った論議をしておるということを聞いておりますので、本当にありがたいなと思っております。</p> <p>今日のご議論の後の修正案について、またよろしくお願ひしたいと思ひます。では、事務局、日程調整をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、日程調整をさせていただきたいと思ひますが、現在のところ、事務局としましては、6月の終わり頃に第12回の全体会を開催いたしたいと考えておひまして、そこで一通りの条文案を一覧にしてお示しを出来るのではないかとと思ひておひます。</p> <p>本部会につきましても、本日のご議論を踏まえまして、6月の第一週目辺りに一度お集まりをいただき、部会としてのご議論をいただけますときちんとした形で条文案を全体会にお示しが出来るのではないかとと思ひておひます。</p> <p>大変申し訳ありませんが、次回の日程としましては、6月9日水曜日の9：30からということによろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、場所につきましては確定次第、後日、文書にて正式にご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に確認させていただきたいと思ひますが、まずは条文を並べさせていただく形が一つと、その前段に今回ご議論をいただきました「検討項目：都市内分権・地域自治区」の修正版をご議論いただければと思ひておひます。</p> <p>後は、申し訳ありませんが、本日の冒頭にございました「検討項目：住民投票」におけるその結果に関する尊重の規定の仕方につきましては、前回からのご意見もござひますことから、第2項の語尾につきましては「その結果を尊重しなければならぬ」という形で修正いたしたいと思ひておひます。</p> <p>皆様、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、それでは皆さん、大変ご苦勞様でした。</p> <p>あと一回でござひますが、どうぞ、最後の会にはお顔を揃えていただくようお願いをいたします。</p> <p>それでは、本日は以上で終了いたします。ありがとうございました。</p>